

令和7年度第1回
長崎市移動等円滑化推進協議会

会議録

1. 開会

(事務局 土木企画課 篠原係長)

定刻となりましたので、ただいまから、「令和7年度第1回長崎市移動等円滑化推進協議会」を開催いたします。

私は事務局を務めさせていただいております、土木企画課の篠原でございます。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

2. 土木部長あいさつ

(事務局 土木企画課 篠原係長)

まず始めに、土木部長の川原より皆様にご挨拶申し上げます。

川原部長よろしくお願いいたします。

(委員 川原部長)

皆さん、こんにちは。部長をしております川原と申します。

本日は年度末の大変お忙しい中、また足元も悪い中、ご出席をいただきまして、委員の皆様におかれましては大変ありがとうございます。

本日の審議内容でございますが、次第にも記載のとおり、「長崎市バリアフリーマスタープラン・第2期バリアフリー基本構想の見直し」について、ご審議をお願いするものです。

現行の計画期間満了を迎えるにあたり、本市の現状を踏まえた見直し検討を行いました。その結果を基に、次期計画の方向性について整理いたしましたので、事務局よりご説明をさせていただきます。

本日は、委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

3. 事務局紹介

(事務局 土木企画課 篠原係長)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

土木企画課長の中野です。土木企画係長の篠原です。

土木企画課の古屋です。

4. 委員紹介

(事務局 土木企画課 篠原係長)

続きまして、委員改選に伴い、委員の変更がっておりますのでご紹介させていただきます。

大変恐縮ですが、お名前を呼ばれた委員の方はその場にご起立していただきますようお願いいたします。

長崎市 土木部長 川原直樹様です。

長崎市タクシー協会 専務理事 野口博文様です。

九州旅客鉄道株式会社 長崎支社 工務課長 源城望様です。

長崎自動車株式会社 営業課長 井手毅様です。

長崎県交通局 乗合課長 谷井嘉明様です。

長崎県 土木部 道路維持課長 田崎智様です。

長崎県警察本部 交通部 交通規制課長 山口秀和様です。

長崎市心身障害者団体連合会 副会長 池原清様です。

長崎国際コンベンション協会 常務理事 股張一男様です。

長崎大学大学院 工学研究科 教授 中原浩之様です。

長崎県建築士会 長崎支部 理事 三好智子様です。

また、本日は欠席されております委員の方々につきまして、ご紹介させていただきます。

国土交通省九州運輸局 長崎運輸支局 首席運輸企画専門官 近藤祐介様。

長崎旅客船協会 会長 村木昭一郎様。

長崎電気軌道株式会社 経営企画室長 向賢治様。

国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所長 上田章紘様。

長崎市老人クラブ連合会 広報部 片山亮一様。

長崎市社会福祉協議会 地域福祉課長 宮本友和様。

長崎純心大学 人文学部 教授 飛永高秀様。

委員の紹介は以上でございます。

5. 会長・副会長の選出

(事務局 土木企画課 篠原係長)

続きまして、会長及び副会長の選出を行います。

このたびの改選により、現在、会長・副会長が不在となっておりますので、会長・副会長の選任までは事務局の方で進めさせていただきます。

会長及び副会長の選出は、協議会規則第5条の規定により、互選で決めることとなっておりますが、継続して調査審議を進めていく内容であるため、事務局から提案させていただくこととしてよろしいでしょうか。

(協議会委員皆様)

異議なし

(事務局 土木企画課 篠原係長)

ご異議ないようですので、会長には、構造物に関する学術的・専門的な知識経験をお持ちである長崎大学の中原委員に、副会長には、社会福祉学に学術的・専門的な知識経験をお持ちである純心大学の飛永委員にお願いできないかと考えていますが、いかがでしょうか。

(協議会委員皆様)

異議なし

(事務局 土木企画課 篠原係長)

ご異議ないようですので、中原委員には会長をお願いしたいと思っております。

また、飛永委員には事務局からの提案について事前に報告しておりますが、ご異議がなかったことを改めてお伝えし、副会長への就任をお願いしたいと考えて思います。

それでは、会長就任について中原委員、よろしいでしょうか。

(中原委員)

はい、承ります。

(事務局 土木企画課 篠原係長)

ありがとうございます。

それでは、恐れ入りますが、中原委員は、会長席へのご移動をお願いします。

6. 資料の確認

(事務局 土木企画課 篠原係長)

次に配付資料の確認をさせていただきます。

- ①次第、②出席者名簿、③座席表、④移動等円滑化推進協議会規則、⑤A4横で「令和7年度第1回長崎市移動等円滑化推進協議会」と記載された資料、⑥A3横で「参考資料1」と記載してあります「長崎市バリアフリーマスタープラン・第2期バリアフリー基本構想【概要版】」、⑦A4縦で「参考資料2」と記載してあります「市民意向調査結果」となっております。

お手元に資料が無い方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

7. 議事

(事務局 土木企画課 篠原係長)

それでは、議事に入らせていただきます。

これからの議事の進行を、中原会長にお願いいたします。

(中原会長)

皆様おはようございます。会長に就任いたしました長崎大学の中原です。

冒頭に少しだけご挨拶させていただきます。

私は、長崎大学で建築構造の研究室をしており、建物の研究や教育を行っております。当然ですが、建物はまちの中にあり、その集合体がまちであるため、まちにも関心がございます。このような会議は、まちづくりに対して直接議論できる貴重な場と捉えておりますので、皆様の活発な議論を期待しております。

私からの挨拶は以上とさせていただきます。

それでは、本日の会議の成立について事務局より報告をお願いします。

(事務局 土木企画課 篠原係長)

本日の会議の成立についてご報告いたします。

本日、出席いただきました委員の皆様方は18名中11名であり、委員の半数以上が出席となりますので、協議会規則第6条により、会議が成立していることをご報告いたします。

(中原会長)

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。

谷井委員と、田崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(谷井委員・田崎委員)

はい。(承諾)

(中原会長)

よろしくお願いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、会議次第に記載のとおりでございます。

(1) 次期バリアフリーマスタープランの方針について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 土木企画課 中野課長)

土木企画課の中野でございます。

それでは私から、お配りしております資料に基づき、ご説明をさせていただきます。

「令和7年度第1回長崎市移動等円滑化推進協議会」と記載された資料をご覧ください。
A4横ホッチキス止めのものがございます。

こちらは、次期バリアフリーマスタープランとバリアフリー基本構想の方針について市の考えをまとめたものがございます。

2枚目をご覧ください。

はじめに、協議目的をご説明いたします。

本市では、「マスタープラン」、「基本構想」、「特定事業計画」の3つの計画によりバリアフリー化を推進しております。

現在、これらの計画が令和7年度末で計画期間の満了を迎えることから、社会状況の変化や市民意向、周辺状況の変化等を踏まえた現行計画の評価を行いましたので、次期5年間における計画の方向性について、ご協議いただくことを目的としております。

次に、各計画の関係性についてご紹介いたします。

マスタープランは、バリアフリー化すべき区域、施設、経路の設定や、本市の課題を踏まえた目標など、基本的な考え方や進むべき方向を示す計画となっております。

本市では、バリアフリー法の要件に則り5つの移動等円滑化促進地区を定めております。

そのマスタープランに即し設定されるものが基本構想であり、移動等円滑化促進地区の内、特にバリアフリー化すべき重点整備地区を定め、バリアフリー化すべき事業を位置づけるものになっております。

本市では、5つの促進地区の内、都心部と都心周辺部の2地区を重点整備地区に定め、各施設ごとに事業を位置づけ、実施の義務化を図っております。

この基本構想に即し作成されるものが特定事業計画であり、位置付けた事業の具体的な内容や実施予定時期等をまとめ、これに基づきバリアフリー化の推進と管理を行う仕組みとなっております。

3枚目をご覧ください。

本日の流れをご説明いたします。

次第のとおり、3つの議題において質疑応答をはさみながら進行していきます。

初めに、現行計画のご説明を本題に入る前に行ってから進めたいと思います。

4枚目の資料1をご覧ください。

議題（1）次期バリアフリーマスタープランの方針についてご説明いたします。

5枚目をご覧ください。

冒頭でも少し説明いたしましたが、バリアフリーマスタープランとは、「旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が多く利用する施設が集積している地区において、本市が面的一体的なバリアフリー化を推進するための方針を示すもの。」としております。

左側の図のように、バリアフリー法に定める要件を踏まえた移動等円滑化促進区域や、中央の図のように、生活関連施設及び生活関連経路の設定など、バリアフリー化の基本的な考え方を定めるものになります。

右側の図のように、本市では9つの施設区分を生活関連施設と設定し、その施設間を繋ぐ経路を生活関連経路と設定しております。

6枚目をご覧ください。

マスタープランでは、本市のバリアフリーに関する課題を踏まえた基本方針を定めております。

今回の見直し検討では、現状の課題を再確認し、基本方針として優先的に定める事項がないか、市民意向調査や現行計画の評価をもって確認して参りました。

7枚目をご覧ください。

本計画はバリアフリー法の要件に則り作成されている内容が大半であり、法改正における影響を大きく受けやすいところがございます。

現行計画策定時には、マスタープラン制度の創設や教育啓発特定事業に「心のバリアフリー」が新たに追加されるなど、計画の方向性を左右する内容の追加により策定されたものでございます。

現行計画の策定以降、令和7年6月に、既にバリアフリー化の義務化が対象とされている施設の基準が強化等、施行令の改正はあるものの、マスタープランや基本構想の方針に影響を与える内容ではないと判断し、法改正の観点からは次期計画に反映すべき内容がないことが確認できました。

8枚目をご覧ください。

現行計画における特定事業の進捗率をご説明いたします。

昨年度末にもご紹介いたしました、全体の進捗率は74%であり、策定当初の目標値である旧特定事業計画の進捗率75.4%を下回る状況です。そのため、引き続き進捗率の向上は高めていきたいと思っている状況です。

特に、事業数の多い道路特定事業では、未整備事業が多く、予算確保や関係機関との調整等により遅れが生じやすく、進捗率が70%に留まっている状況です。

この状況を踏まえ、この5年間における実績により、どの程度バリアフリー化の実感度が変化したか調査して参りました。

9枚目をご覧ください。

市政モニターアンケート及び高齢者・障害者団体にアンケートを行い、各施設におけるバリアフリー化の期待度と実感度の散布図を作成しております。

青色が今回の調査結果であり、橙色が計画策定以前である令和元年度の調査結果となります。

縦軸が期待度であり、特にバリアフリーを重点的に進めるべきと感じる項目（施設）を順位付けしたものになり、上に行くほど期待度が高い施設となっております。

横軸は実感度であり、各施設の評価を点数化したもので、右に行くほど実感度が高い施設となっております。

結果といたしましては、過年度に比べ、全体的にバリアフリー化された実感は上昇していますが、「歩道」や「路面電車」、「バス」においては、依然マイナス域と実感度が低く優先的な課題と考えております。

医療・福祉施設等では、実感度が下がる結果となりましたが、これらは策定当初からバリアフリー化の水準が比較的高く、この5年間における伸びしろが短かったことによる結果と予想しております。

このことから、現行計画で定める「歩道」と「公共交通」を重視した課題設定は妥当性があり、今後も継続的な課題として位置付けたいと考えております。

10枚目をご覧ください。

こちらは、ソフト面における調査結果になります。

「心のバリアフリー」と言った言葉の認知度向上や具体的に行動へ移す人の割合を向上させる取り組みを行って参りました。

その結果、国の示す目標値を上回る結果となりましたが、その認知度は69.8%であり、言葉の意味まで理解している人は50.2%と高水準には至っておらず、周知が足りていないと考えております。

また、バリアフリーマップ等の情報サイトに至っては、認知度が低いものの、内容次第では利用したいと考える回答が多く、情報の充実や情報取得の容易さが依然課題であると考えております。

これらソフト面における取組み強化は、本市の基本理念を実現する重要な要素として変わりはないため、本市の優先的な課題として引き続き位置づけ、今後も効果的な情報発信に努めて参りたいと考えております。

11枚目をご覧ください。

次期マスタープランにおける基本方針のまとめになります。

本市といたしましては、関係法令との整合性確認および市民意向調査を実施した結果、新たに追加すべき課題が抽出されなく、優先すべき施設も「歩道」、「路面電車」、「バス」と変化がないこと、心のバリアフリー等のソフト面における取組みについても、認知度の向上や取組み強化が引き続き課題であることから、現行の課題設定は妥当ではないかと判断しております。また、それに基づく基本方針も変更する必要がないと判断しております。

そのため、次期マスタープランは現行の計画内容のまま、計画期間を5年間延伸する方針といたしております。

議題1の説明は以上になります。

(中原会長)

ありがとうございました。続いて質疑に移ります。

ただいま事務局から説明がありました、次期バリアフリーマスタープランの方針について、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

それでは私からよろしいでしょうか。

8ページ目の旧特定事業計画の進捗率75.4%とありますが、この数字の根拠を教えてください。

(事務局 土木企画課 古屋)

旧特定事業計画の評価といたしまして、平成26年度から令和2年度までの計画における特定事業の進捗率になります。

(中原会長)

旧計画と同じペースで進行している状況ということがわかりました。

私からもう一点よろしいでしょうか。

10ページの心のバリアフリーと言ったソフト面における認知度を上げる取り組みがあればお聞きかせください。

(事務局 障害福祉課 首藤課長)

心のバリアフリーのソフト面での周知についてお答えいたします。

令和7年12月3日から12月9日までですが、障害者週間ということで、身体障害者及び視覚障害者の方にスポットをあてまして、車椅子利用者が段差等でお困りの場合や、白杖をお使いの方が点字ブロック上の路上駐車や段差等にお困りの場合は、お声がけをお願いするようSNSを通じて周知しております。また、ホームページにおいても路上駐車等によるお困りの事例を紹介し、公共交通対策会議やその他複数の会議体においても、マナーを守って頂くよう周知のお願いをしております。

(中原会長)

ホームページ等で周知がなされていること、わかりました。
他に質問はございませんか。

(田崎委員)

私から一点確認させてください。

9ページの市民意向調査において、今後も継続的な課題として「歩道」「公共交通」を位置づけることとしたが、11ページの5つの課題設定には歩道のみとなっているため、公共交通も課題として追加する必要があると思いますがいかがでしょうか。

(事務局 土木企画課 中野課長)

11ページの右側にある基本方針においては、公共交通のバリアフリー化も優先すべき事項として見込んでおりますが、田崎委員のおっしゃる通り、課題には設定されていないように見えますので、次期計画では整合性が取れるよう課題2に公共交通を追加いたします。

(中原会長)

続きまして、(2)次期バリアフリー基本構想の方針について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 土木企画課 中野課長)

続いて、同じ資料の13枚目資料2をご覧ください。

議題(2)次期バリアフリー基本構想の方針についてご説明いたします。

14枚目をご覧ください。

まず、バリアフリー基本構想からご説明いたします。

基本構想は、バリアフリーマスタープランに即し策定されるもので、移動等円滑化促進地区に位置付けた5つの地区のうち、日平均利用者数が5,000人を超える施設(特定旅客施設)があり、かつ生活関連施設が高密度に集積している地区を重点整備地区と定め、地域特性を踏まえた具体的な事業(特定事業)を位置づけ、バリアフリー化を推進しております。

特定事業の種類や内容はバリアフリー法で定められており、代表的なものとしては、写真のような内容があげられます。

本市においても、これに加え様々な事業を定め推進しております。

今回の見直し検討では、生活関連施設の動向や道路現地調査の結果等を踏まえた重点整備地区の設定についてご説明した後、地区内における特定事業の内容について、新たに追加すべき事業を検討して参りましたのでご説明いたします。

15枚目をご覧ください。

生活関連施設の動向について、都心部地区を朱書きで反映しております。周辺も含めて移転した施設はあるものの、新たに新設される施設は計画も含め確認されておらず、建設中や仮称が修正される程度でした。

移転先も現状の区域内かつ既に生活関連経路として位置付けた路線に隣接しているため、新たな経路の追加もありませんでした。

次に都心周辺部地区をご説明いたします。

16枚目をご覧ください。

都心周辺部地区においては、施設の移転等による修正に加え、一か所生活関連施設の追加がございます。

地図の赤丸内、長崎スタジアムシティ北側に位置する中部下水処理場跡において、現在解体が進められており、その跡地活用で多目的な広場が計画されております。

また、隣接する前面道路においても歩道等の整備が見込まれておりますので、併せて次期計画に追加する予定としております。

その他の3つの促進地区においては、施設の動向が確認されない状況でしたので、割愛させていただきます。

以上を踏まえ、重点整備地区の設定について、まとめに入ります。

17枚目をご覧ください。

重点整備地区の拡大にあたっては、既存地区におけるバリアフリー化が一定程度、面的に進行していることを前提としております。

今回の調査では、生活関連施設の動向に大きな変化もなく、高密度に集積した地区が新たに生まれていない状況であること、特定事業の大半を占め、移動の基盤となる道路では、バリアフリー化すべき事業進捗率が30%に留まっており、未整備事業が33%残っている状況であること、加えて、既存地区内においてもバリアフリー化すべき事業が収束しておらず、新たな特定事業の追加があること。

これらの状況を踏まえ、現段階においては、重点整備地区の拡大は時期尚早であると判断し、拡大については見送ることとしております。

また、前回の協議会でご意見いただいた内容ではございますが、区域の拡大は見送る方針といたしましたが、その他の促進地区におけるバリアフリー化事業の動向については、協議会において事業の報告はさせていただく方針としております。

18枚目をご覧ください。

今後は、事業の進捗率のみならず、主要な道路におけるバリアフリー化の進捗状況を踏まえた評価も必要であると考えております。

国が示すバリアフリー化の整備目標には、特定道路の進捗率が掲げられており、2030年には約77%としております。

バリアフリー化済みと判断する基準については、整理を要するものの、現況調査の結果等を踏まえ、両方の進捗率をもって、重点整備地区の見直しについて判断していきたいと考えております。

次に、新たな特定事業の追加についてご説明いたします。

19枚目をご覧ください。

はじめに特定事業についてご説明いたします。

本市では、基本構想において国が示すガイドラインに即し特定事業の種類や内容を設定しております。

これらに属さない内容でバリアフリー化すべき事項は「その他の事業」と位置づけ推進しております。

例えば、公共交通における特定事業では、右側の表のとおり、車両に関するバリアフリー化や車内アナウンス等の教育啓発特定事業を位置付けており、これに基づく具体的な事業計画をもってバリアフリー化を実施しているところです。

今回、新たに追加すべき特定事業についてご説明いたします。

20枚目をご覧ください。

新たに追加された生活関連施設に関する事業を位置付ける予定としております。

中部下水処理場跡地の活用として多目的な広場を想定しております。

都市公園特定事業における「その他の特定事業」に、バリアフリーに対応した案内板やトイレ等の機能の設置に関する事業化検討を追加いたします。

また、前面道路における歩道の整備も併せて事業化検討としております。

21枚目をご覧ください。

公共交通特定事業における「その他の特定事業」に、バス停の上屋とベンチの設置検討を追加いたします。

「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」を参酌して定めた「長崎市移動円滑化のために必要な道路の構造に関する条例第18条」に、「停留所にはベンチ及び上屋を設けるものとする」と記載がございます。県も同様の条例を定めていることと、市民の公共交通アンケートにおいても休憩施設の設置に関するご意見も多かったため、出来るところから追加していきたいと考えております。

22枚目をご覧ください。

現行の計画に位置付けた下記の継続事業については、引き続き掲載することとし、未整備事業も原則として引き続き特定事業に位置付けることといたします。

また、新たな特定事業を追加し、3つ目の実施計画である次期特定事業計画の素案作成を行っていきたいと考えております。

議題2の説明は、以上でございます。

(中原会長)

ありがとうございました。続いて質疑に移ります。

ただいま事務局から説明がありました、次期バリアフリー基本構想の方針について、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(三好委員)

市役所跡地の第二別館の活用については、特定事業に中に入らないのでしょうか。

(事務局 土木企画課 中野課長)

15ページにおける公園・運動施設の欄に「桜町近隣公園」とあり、跡地屋上の公園として現行の計画に位置付けている状況です。

(三好委員)

もう一点私からよろしいでしょうか。

ジェンダーレストイレについて設置や名称を統一する考え、男性トイレと女性トイレの配分に関する考え方についてお聞かせください。

(事務局 土木企画課 中野課長)

ジェンダーレストイレの設置等に関して、本市においてまとまった方針はない状況ですが、最近設置した JR の浦上駅前の公衆トイレでは、多目的トイレを2箇所つけることで利用者数の観点やジェンダーの観点も踏まえた造りにしております。

今後も統一的な考えをもって進めるべきと考えておりますので、他の部署とも連携を取って検討して参ります。

トイレの便器数については、利用する人数等の様々な基準に応じて設定されているところもございます。今後設置する際は三好委員のご指摘も踏まえて考えていきたいと思っております。

(中原会長)

他にご質問はございませんでしょうか。

(谷井委員)

21 ページの特定事業の設定（新たに設定すべき事業の追加）について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条」において、冒頭に「道路管理者は、」と記載がございますが、上記表の中には道路管理者に加えバス事業者も実施主体に含まれ、実施予定時期には「事業化検討」とされております。

この事業化検討とは、どの様な内容を想定したものになるのかお聞かせください。

また、平成5年の道路法施行令改正の中で、ベンチ及び上屋につきましては、道路付属物として位置付けられたと認識しております。

事業者といたしましては、バス停の数も多く、歩道における有効幅員2mが必要なこと、ベンチは固定式になるなど、安全上の管理がついてまいります。

基本、バス事業者は輸送を義務付けられており、バスに乗って降りるまでお客様の安全を確保することとしております。そのため、乗降場の管理となると、事業者としては負担が気になるところです。

先ほどの事業化のイメージと併せて考えを聞かせてください。

(事務局 土木企画課 中野課長)

谷井委員のおっしゃる通り、道路事業として道路の改築を行う際、そこにバス停が含まれる場合は、道路管理者による設置の義務が生じてまいります。

一方で、事業者様に関しては上屋の設置を努力義務としているところです。

そのような中で、特定事業としての表記についてご相談していきたいと思いますが、安全や基準等を踏まえ、事業者の負担にならないよう、利用者の待合環境改善について検討して参りたいと考えております。

今回の位置づけに関しては、具体的な設置場所を個別に決定するのではなく、まずニーズが高い場所を行政と事業者で共に検討していく段階として、事業化の検討としているところです。

市民からの要望や、幅員・埋設物等の設置条件がクリアできる場所を双方で確認できた段階で、個別の事業として計画に位置づけていく考えです。

(谷井委員)

市の公共交通活性化協議会でも待合環境の改善は課題として挙がっており、事業者としても取り組むべき課題と認識しております。具体的な内容については、出来る範囲で検討して参りたいと考えております。

(中原会長)

民間事業者が道路上に設置することができるのでしょうか。

(事務局 土木企画課 中野課長)

民間事業者が設置する際は、道路占用許可を道路管理者から得て実施しております。

(中原会長)

ありがとうございました。

他に質問はございませんでしょうか。

(股張委員)

市民意向調査の詳細を拝見させていただきましたが、皆様の考えは私も理解できる場所でした。長崎国際観光コンベンション協会といたしましては、市民だけでなく訪問客におけるニーズ調査も把握させていただいているところです。例えば、令和6年度の長崎市観光動向調査によると、長崎旅行全般の満足度は94.8%（「大変満足」と「満足」の合計）と非常に高い状況でした。

ただし、個別の20数項目の調査結果には「バリアフリー化」についても含まれており、その満足度は37.7%と全項目中で下から1、2番目の低さであります。

この状況もあり、既存エリアにまだ課題が残っていることを踏まえると、重点整備地区の拡大を見送るという方針は妥当であると感じました。

地区内の整備にはまだ改善の余地とニーズがあるため、ハード面・ソフト面の両方で市外からの訪問客の満足度を上げる取り組みを着実に進めていただきたいと思います。

(事務局 土木企画課 中野課長)

確かに、バリアフリーは、来訪される方に対しても大事であると考えております。

重点整備地区は観光客が訪れる場所と一致しているところもあり、市民だけでなく来訪者にとっても満足度向上につながるよう推進して行きたいと考えております。

また、内部における検討段階ですが、公園内における視覚障害者誘導用ブロックの設置について検討しているところです。

現状、公園の入口まで誘導用ブロックの設置をしており、そこから先の園内は自由な楽しみ方ができる場所としているため、設置していない状況です。

しかし、観光客が多い場所などでは、公園内にも誘導用ブロックを設置している事例があり、どちらの方式が良いか検討しているところです。

まだ事業化に至っておりませんが、このような観光客等の来訪者における目線も踏まえ、検討して参りたいと思います。

(中原会長)

ありがとうございました。

続いて今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局 土木企画課 中野課長)

続きまして最後のページの資料3をご覧ください。

今後のスケジュールについてご説明いたします。

議題1及び議題2において、計画の方針が定まりましたので、本日頂いたご意見を踏まえ、マスタープラン及び基本構想における原案を作成し、新旧対照で再度ご審議いただきます。

また、基本構想における新たな特定事業の内容を踏まえ、次期特定事業計画（原案）を作成し、ご審議いただく予定となります。

今回は、年明けの2月中の開催を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。
説明は以上になります。

(中原会長)

ありがとうございました。

スケジュールについて、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(山口委員)

特定事業計画については、これから関係機関を集め、再度協議し具体的な整備箇所を決めていく方針になるのでしょうか。

(事務局 土木企画課 中野課長)

各施設管理者様に次の5年間でどのような事業があるのか照会をかけさせていただいております。それを踏まえて作成し、2月の段階でお示しできればと考えております。

次の5年間において具体的に実施する内容が定まっていない状況と思いますが、現段階で分かっているものをまとめて作成したいと考えております。

(山口委員)

計画に掲載している内容以外の場所もご要望により実施することもあるため、長崎市の環境が良くなった部分については情報を共有させていただければと思います。

(中原会長)

他の会議体など、様々なところから要望は出てくると思いますので、情報を集約してマスタープランに踏襲できるよう進めていただきたいと思います。

他にございますか。

(三好委員)

新地中華街電停周辺の横断歩道について、信号制御等の手立てや計画があるのかお聞かせください。

(山口委員)

10数年前からご要望はいただいているところです。

信号を付けることによるデメリットの方が多く、安全対策には苦慮しているところです。
電停の側壁を透明にすることや注意看板による安全対策を行い、現在は事故がなく車両の停車率が高い横断歩道となっております。

(中原会長)

ありがとうございました。

信号設置に関し、道路管理者と交通管理者の所管についてご説明ください。

(山口委員)

道路の新設や改良の際に信号を設置する場合は、道路管理者から警察に意見照会を行い、既存道路に設置する場合は、警察から道路管理者に意見照会を行い、互いに協議しているところです。

(中原会長)

ありがとうございました。

全体を通じてご質問等ございますでしょうか。

それでは、本日の振返りですがマスタープランについては皆様ご異存ない状況だったと思います。また、基本構想につきましては委員の皆様よりご意見があったと思いますので、計画への反映をお願いいたします。

次回の協議会では次期マスタープラン及び基本構想の原案を審議いただく予定となっております。また、基本構想に位置付けた特定事業に即し作成される「次期特定事業計画（原案）」についてもご審議いただく予定となっております。

それでは、本日予定していた審議は以上となります。

活発なご議論をいただき、また、会の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

(事務局 土木企画課 篠原係長)

本日は、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

本日のご意見を素案（現行計画）に反映し、予定では2月下旬開催の協議会に原案として再審議いただくとともに、次期特定事業計画（原案）についても、ご審議いただきたいと考えております。

なお、日程につきましては、会長と相談のうえ、ご案内をさせていただきます。

それでは、これをもちまして、令和7年度第1回長崎市移動等円滑化推進協議会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。